

掛川市条例第6号

掛川市立幼保連携型認定こども園条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定に基づき、同法第2条第7項の幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
掛川市立すこやかこども園	掛川市宮脇二丁目6番地の1

(開園時間等)

第3条 こども園の開園時間及び休園日は、規則で定める。

(入園の承諾)

第4条 子どもをこども園に入園させようとする保護者は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の承諾（以下「入園承諾」という。）をする場合において、こども園の管理運営上必要があると認めるときは、その入園について条件を付することができる。

(入園の不承諾)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、こども園の入園を承諾しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) こども園の管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、こども園の入園を不相当と認められるとき。

(入園承諾の取消し等)

第6条 市長は、入園承諾を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、入園承諾の条件を変更し、又は入園承諾を取り消すことができる。

- (1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。
- (2) 第4条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により入園承諾を受けたとき。

(保育料の納付)

第7条 こども園に入園した子ども（以下「園児」という。）の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。

(1) こども園保育料 次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 教育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。） 掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年掛川市条例第151号）別表（以下「幼稚園別表」という。）に定める額

イ 保育認定子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。） 別表に定める額

(2) 預かり保育料（規則に定める教育時間の終了後及び規則に定める長期休業日に園児のうち教育認定子どもを対象として行う教育活動に係る保育料をいう。） 次に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 年間利用 月額8,000円（8月にあつては、日額1,000円）

イ 一時利用 日額650円

(3) 延長保育料（園児のうち保育認定子どもを対象として規則に定める保育時間を超えて行う保育に係る保育料をいう。） 30分につき100円

2 前項第1号イの規定にかかわらず、保育認定子どものうち子ども・子育て支援法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける園児に係るこども園保育料の額は、幼稚園別表に定める額とする。

3 前項の規定により、こども園保育料の額を算定する場合においては、幼稚園別表備考7の規定は適用せず、別表備考9の定めるところによる。

4 第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定にかかわらず、月の途中における入園若しくは開始又は退園若しくは中止に係るこども園保育料及び第1項第2号アに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育認定子ども（第2項の規定の適用を受ける者を含む。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における入園又は開始の場合 第1項第1号アに掲げるこども園保育料の額又は同項第2号アに掲げる預かり保育料の額（イにおいて「基準額」という。）に入園又は開始日から当該入園又は開始日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20

日) を乗じて得た額を20で除して得た額 (10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。)

イ 月の途中における退園又は中止の場合 基準額に退園又は中止日の前日までの開園日数 (20日を超える場合は、20日) を乗じて得た額を20で除して得た額

(2) 保育認定子ども (第2項の規定の適用を受ける者を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における入園の場合 別表に定める額に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数 (25日を超える場合は、25日) を乗じて得た額を25で除して得た額 (10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。)

イ 月の途中における退園の場合 別表に定める額に退園日の前日までの開園日数 (25日を超える場合は、25日) を乗じて得た額を25で除して得た額

(保育料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の不還付)

第9条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(掛川市立保育所条例の廃止)

2 掛川市立保育所条例 (平成17年掛川市条例第109号) は、廃止する。

(経過措置)

3 第7条第1項第1号ア及び第2項の規定にかかわらず、教育認定子ども (同項の規定の適用を受ける者を含む。)に係る平成29年度から平成31年度までの年度分のこども園保育料の額は、掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例 (平成28年掛川市条例第20号) 附則第3項から第6項までに規定する額とする。

(掛川市立学校設置条例の一部改正)

4 掛川市立学校設置条例 (平成17年掛川市条例第150号) の一部を次のように改正する。

別表 3 の表掛川市立乳幼児センターすこやか幼稚園部の項を削る。

別表（第7条関係）

各月初日の園児の属する世帯の階層区分			こども園保育料の額（月額）				
			第3号認定		第2号認定		
			0歳児	1歳児又は2歳児	3歳児	4歳児又は5歳児	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯又は園児の保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である世帯	標準時間	0円	0円	0円	0円	
		短時間	0円	0円	0円	0円	
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	標準時間	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	
		短時間	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）	標準時間	9,000円	8,000円	6,000円	6,000円	
		短時間	8,900円	7,900円	5,900円	5,900円	
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	16,200円未満	標準時間	11,000円	10,000円	8,000円	8,000円
			短時間	10,900円	9,900円	7,900円	7,900円
16,200円以上 32,400円未満		標準時間	12,000円	11,000円	9,000円	9,000円	
		短時間	11,800円	10,900円	8,900円	8,900円	
32,400円以上 48,600円未満		標準時間	13,000円	12,000円	9,500円	9,500円	
		短時間	12,800円	11,800円	9,400円	9,400円	
48,600円以上 57,700円未満		標準時間	19,000円	17,000円	14,000円	13,000円	
		短時間	18,700円	16,800円	13,800円	12,800円	
57,700円以上 77,101円未満		標準時間	19,000円	17,000円	14,000円	13,000円	
		短時間	18,700円	16,800円	13,800円	12,800円	
77,101円以上 97,000円未満	標準時間	22,000円	20,000円	16,000円	15,000円		
	短時間	21,700円	19,700円	15,800円	14,800円		
97,000円以上 121,000円未満	標準時間	31,000円	28,000円	22,000円	19,000円		
	短時間	30,500円	27,600円	21,700円	18,700円		

第11	121,000円以上 145,000円未満	標準時間	35,000円	32,000円	25,000円	22,000円
		短時間	34,500円	31,500円	24,600円	21,700円
第12	145,000円以上 169,000円未満	標準時間	37,000円	34,000円	25,000円	22,000円
		短時間	36,400円	33,500円	24,600円	21,700円
第13	169,000円以上 190,000円未満	標準時間	44,000円	40,000円	29,000円	25,000円
		短時間	43,300円	39,400円	28,600円	24,600円
第14	190,000円以上 211,200円未満	標準時間	46,000円	42,000円	29,000円	25,000円
		短時間	45,300円	41,300円	28,600円	24,600円
第15	211,200円以上 235,000円未満	標準時間	48,000円	44,000円	31,000円	26,000円
		短時間	47,200円	43,300円	30,500円	25,600円
第16	235,000円以上 268,000円未満	標準時間	53,000円	48,000円	31,000円	26,000円
		短時間	52,100円	47,200円	30,500円	25,600円
第17	268,000円以上 301,000円未満	標準時間	57,000円	52,000円	31,000円	26,000円
		短時間	56,100円	51,200円	30,500円	25,600円
第18	301,000円以上 333,000円未満	標準時間	61,000円	55,000円	35,000円	28,000円
		短時間	60,000円	54,100円	34,500円	27,600円
第19	333,000円以上 365,000円未満	標準時間	64,000円	58,000円	35,000円	28,000円
		短時間	63,000円	57,100円	34,500円	27,600円
第20	365,000円以上 397,000円未満	標準時間	67,000円	61,000円	35,000円	28,000円
		短時間	65,900円	60,000円	34,500円	27,600円
第21	397,000円以上	標準時間	70,000円	64,000円	37,000円	30,000円
		短時間	68,900円	63,000円	36,400円	29,500円

備考

- この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

- 2 こども園保育料の額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。
- 3 この表において「第2号認定」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する園児に係る支給認定（同法第20条第4項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）をいい、「第3号認定」とは、同法第19条第1項第3号に該当する園児に係る支給認定をいう。
- 4 この表において「0歳児」、「1歳児」、「2歳児」、「3歳児」、「4歳児」又は「5歳児」とは、こども園に入園した日の属する年度の4月1日（前年度から継続してこども園に入園している場合にあつては、当該年度の4月1日）における年齢が、それぞれ0歳、1歳、2歳、3歳、4歳又は5歳である園児をいう。
- 5 この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。
- 6 園児の属する世帯が第2階層に該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）に該当する園児のうち最年長者以外の園児に係るこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
- 7 第3階層から第7階層までのいずれかに該当する世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

ア 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長者に該当する園児	こども園保育料の額の月額
イ 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、次年長者に該当する園児	こども園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額
ウ その他の園児	0円

- 8 園児の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等に該当する園児に係るこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、最年長者に該当する園児にあつては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とし、最年長者以外の園児にあつては無料とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に園児を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分		こども園保育料の金額			
		第3号認定		第2号認定	
		0歳児	1歳児又は2歳児	3歳児	4歳児又は5歳児
第2	標準時間	0円	0円	0円	0円
	短時間	0円	0円	0円	0円
第3	標準時間	4,500円	4,000円	3,000円	3,000円
	短時間	4,450円	3,950円	2,950円	2,950円
第4	標準時間	5,500円	5,000円	4,000円	4,000円
	短時間	5,450円	4,950円	3,950円	3,950円
第5	標準時間	6,000円	5,500円	4,500円	4,500円
	短時間	5,900円	5,450円	4,450円	4,450円
第6	標準時間	6,500円	6,000円	4,750円	4,750円
	短時間	6,400円	5,900円	4,700円	4,700円
第7	標準時間	9,000円	8,500円	6,000円	6,000円
	短時間	8,900円	8,400円	5,900円	5,900円
第8	標準時間	9,000円	8,500円	6,000円	6,000円
	短時間	8,900円	8,400円	5,900円	5,900円

9 第8階層から第21階層までのいずれかに該当する世帯に園児が2人以上いる場合又は園児以外に幼稚園等（次に掲げる施設をいう。以下同じ。）に通い、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）による保育を受け、若しくは児童発達支援（同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を利用する小学校就学前子どもがいる場合における当該園児に係るこども園保育料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部
- (4) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部

ア 園児又は幼稚園等に通い、家庭的保育事業等による保育を受け、若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する小学校就学前子ども（以下「園児等」という。）で、その出生の最も早いもの	こども園保育料の額の月額
イ ア以外の園児等のうち、その出生の最も早いもの	こども園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額
ウ 上記以外の園児等	0円